

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。

十八 電子収納 電気通信回線に接続した電子情報処理組織を利用した口座振替の方法（指定金融機関若しくは収納代理金融機関に預金口座を設けている納入義務者又は納税義務者が、電子計算機（携帯電話用装置及び入出力装置を含む。）を用いて収納に必要な情報を登録して行うものに限る。）による歳入の納付又は現金の納付をいう。

第五条中「支出」の下に「（出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によつて行うものを除く。）」を加える。

第十二条第一項中「納入通知書を作成した」を「調定」に改め、「（第四項において「科目等」という。）」を削り、同条第二項中「納入通知書を作成した」を「調定」に、「その」を「納入義務者の」に改め、同条第三項中「納入通知書を作成した」を「調定」に改め、同条第四項を削る。

第十四条の二第二項本文中「この章において」を削り、「納付」の下に「（電子収納を除く。次条において同じ。）」を加え、同項ただし書を削る。

第十四条の三第一項中「（電子申請に係るものを除く。）」を削る。

第二十七条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第四十条第一項中「もの」の下に「（出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によつて行うものを除く。）」を加える。

第七十条の見出し中「電子申請における」を「電子収納による」に改め、同条第一項中「第十一条の三第一項の規定による納入の通知に基づき」を「電子収納により」に改め、「納入義務者」の下に「又は納税義務者」を加える。

第九十八条第一項中「戻入調書」の下に「、更正調書」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第一百三十三条第三項中「第十四条」の下に「及び第三十三条第四項」を加える。

別表第一中

広島県立瀬戸田高等学校
広島県立白木高等学校

を

「広島県立瀬戸田高等学校」に、

広島県立府中東高等学校	を
広島県立大和高等学校	

「広島県立府中東高等学校」に改める。


別表第三中「都市局都市政策課」を「土木局都市計画課」に改める。

別記様式第三十号その一中「最終回」の次に「（前渡資金がシステム上複数の支出番号にわたる場合は、各支出番号ごとの最終回をいう。）」を加え、同様式その二備考に次のように加える。

5 資金前渡者又は支出事務受託者は、職氏名又は住所氏名を記載し押印して收支等命令者に提出するものとする。

別記様式第三十三号その6備考に次のように加える。

6 県立学校の受講料については、摘要欄に生徒番号を記入することにより、納入者住所・氏名欄の記載を省略することができるものとする。

別記様式第七十五号中「」を記す。

別記様式第八十四号中 「歳出簿付表照合済」を「歳出保管文書管理表照合済」と改め、同様式

備考の五「支出簿（歳出簿付表）」を「歳出保管文書管理表」と、「支出簿又は歳出簿付表」を「歳出保管文書管理表」と改める。

別記様式第九十号中

領 収 印	個	を
識別カード（出納員用）	枚	

領 収 印	個	に改
-------	---	----

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県会計規則の様式により作成された用紙は、改正後の広島県会計規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

